

## 専門家の責務と倫理

古瀬 敏（静岡文化芸術大学名誉教授）

「それはホロコーストのリハーサルだった」、これは専門家の責務と倫理性を改めて問うものである。

筆者は建築の研究者であり、つくるのではなく、使う側に立っての研究をずっと行ってきた。最初は室内空気汚染を手がけ、ある事情からそれに携わることを拒絶され、住宅の日常安全性の分野に変わるようになった。

安全性と使い勝手はある意味でデザインされるものに求められる両輪であり、住宅のみならず建築一般がその対象になるが、やはり人にとっては住宅が暮らしの最後の砦であるから、当人の意思に反してそこを追い出されることがあってはならない。筆者はエイジング・イン・プレイスを可能にするための住宅のあるべき姿を提案してきたつもりである。

でも現実とは言えば、多くの住宅がまだそういう形になっていないがために、高齢期になって能力が衰えてくるとさっさと専用住宅や施設に追い立てられるし、障害を持っていても同様に自宅での暮らしを当たり前とするようには日本の仕組みはできていない。どういふわけか家族の献身的な世話が要求され、それがなければ即施設入所となってしまう。なぜなのか？

これは筆者が考えるところでは、個人の自立・自律（自律—支援を受けるとしてもあくまで何をしてもらうかは当人が自主的に決めるのであって、世話する側の善意の押しつけは不可）と尊厳とがほんとうの意味では認められていないからだ。最近はまだ風向きが変わりつつあるという話も聞くが、欧米ではたとえば18歳になると、親元から離れて一人で暮らすようになることがかなり一般的であるようだ。大学の学費も親がかりではなく、当人の問題となる（したがって多額の学費を借ると後が大変というのが米国での難問）。したがって、高齢の親が子どもによる介護を当てにする、というのも当然、ではない。

このような考え方の延長には、障害児が大人になっても家族に頼るという発想は基本的にはないはずだ。米国の自立生活運動は、それまで家族に絡め取られていた若い障害者が親元を離れて支援を受けながら大学で学び就職することを目指すという動きだったが、このことが示すように、社会の中で自身の一定の位置づけを確保しようとするのが、欧米の考え方である。そこには受け身となってしまうような施設を拒否するという思想が明確に存在する。個人では難しい場合でも、集合生活はせいぜい少人数のグループホームどまりで、それ以上の大規模は選択肢から外されよう。

翻ってわが国の最近の事件に巻き込まれた結果として、大規模施設の再来になる新しい「やまゆり園」の建設というのは、けっきょくのところ障害者は個人としての尊厳を持ち自律する主体ではなく、庇護される客体であるという古い思想を追認するだけなのではないか？ 国連の障害者権利条約は、施設収容を最善の選択肢として容認していない。これは精神病院についてもそうなのだとすることを強調すべきであろう。